

## 告 示

### 埼玉県告示第六百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤオコー小川ショッピングセンター  
埼玉県比企郡小川町大字大塚千百五十二―一
- 二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人  
埼玉県川越市脇田本町一番地五
- 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十七年五月八日